

令和8年5月28日

保護者様

和歌山市立日進中学校
校長 太田 英一郎

レベル3大雨警報・レベル3土砂災害警報（レベル4危険警報及びレベル5特別警報を含む）・暴風警報・大雪警報の発表、大地震の発生と学校の授業について

警報発表等により、学校の授業が行われるかどうか懸念される場合、学校では下記の事項を基本として態度を決定いたしますので、ご家庭においてもこれを基本にご判断いただきたくお知らせいたします。

記

- レベル3大雨警報・レベル3土砂災害警報（レベル4危険警報及びレベル5特別警報を含む）、暴風警報、大雪警報の発表及び震度5弱以上の地震発生時について
 - 自宅待機について
登校前に和歌山市にレベル3大雨警報・レベル3土砂災害警報（レベル4危険警報及びレベル5特別警報を含む）、暴風警報、大雪警報が発表されている時、または、和歌山市において震度5弱以上の地震が発生したときは、自宅待機とします。
 - 登校・休業について
 - 午前9時00分までに警報が解除された場合、おおむね解除の1時間後に授業を始めます。地域や通学路の安全確認の上、登校させてください。ただし、家庭や地域の状況から登校が危険又は困難と判断されたときは、登校させずにそのことを担任までご連絡ください。
（※当日の朝、6時現在で気象警報が発表されている場合、給食が中止となるため、午前中のみ授業となります。）
 - 午前9時00分現在、警報が発表中の場合、終日休業といたします。
- 河川氾濫等その他の警報が発表されている時
暴風警報・大雪警報・レベル3大雨警報・レベル3土砂災害警報以外の警報の場合は、原則として授業を行います。ただし、河川氾濫のため家屋が被災した時、通学道路が冠水のため危険な時など、まず生徒を危険から守るため、保護者の判断で登校させないようにしてください。この時は、担任までご連絡ください。非常災害時などで登校しなくても、欠席扱いにはなりませんので、生徒を危険から守る観点から判断してください。
- 登校前に和歌山市で、震度5弱以上の地震が発生した時
危険が予測されるため、臨時休業とします。翌日以後は校区内の被害状況等により判断します。なお、震度5以下の地震であっても被害がひどく、登校が困難な状況になった場合も登校を見合わせてください。
- 生徒が学校にいる時
警報が出されたり、大地震が発生したり、津波がまもなくやってくるおそれがある場合は、状況により判断します。下校させることがより危険を増すと考えられるときは、すぐには下校させない場合があります。なお、レベル4危険警報及びレベル5特別警報発表時は学校待機となります。
- 市教育委員会から特別な措置がとられた時
上記以外でもラジオ・テレビ等で和歌山市内中学校に対して特別措置が報道された時は、その情報に従ってください。
- 避難勧告、避難指示により学校が避難所となる時、臨時休業とします。

令和8年5月28日 変更版